

岐阜県公報

目 次

収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

(収用委員会)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 八 年 五 月 二 十 一 日

収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十一日

岐阜県収用委員会

会 長 森 裕 之

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 八 年 五 月 二 十 一 日

令和八年五月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社